

令和2年度第2回那珂川市都市計画審議会 ご意見の内容と事務局の回答について

審議案件① 福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について

ご意見はありませんでした。

審議案件② 福岡広域都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について

ご意見はありませんでした。

審議案件③ 福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定（那珂川市決定）について

	意見の内容	事務局の回答
津留委員	意見なし	
原口委員	意見なし	
松尾委員	意見なし	
谷口委員	意見なし	
堀之内委員	意見なし	
松村委員	意見なし	
包清委員	<p>資料③-1 理由書について</p> <p>最後の段落の「…商業・医療・福祉機能が融合する利便性の高い住環境形成を図ることを目的として…」について、資料③-1 計画書の表内の「宅地整備」の所で、「健全な市街地の造成を行うとともに、宅地の利用の増進を図る。」となっていますので、上記箇所の文中に次のように「健全な」を追記してはいかがかと考えます。</p> <p>修正案（特にこだわりはありませんが）</p> <p>「…商業・医療・福祉機能が融合する利便性の高い健全な住環境形成を図ることを目的として…」</p> <p>なお、理由書等の中で「住環境形成」や「居住環境の形成」などの表記のバラツキが見られますが、いずれかの表現に統一された方が良いかと思えます。</p>	<p>ご意見を受け、別紙新旧対照表のとおり案を修正します。</p>
辰巳委員	意見なし	

	意見の内容	事務局の回答
山崎委員	意見なし	
真鍋委員	意見なし	
宮田委員	意見なし	
熊谷委員	意見なし	

審議案件④

福岡広域都市計画用途地域の変更（那珂川市決定）について

	意見の内容	事務局の回答
津留委員	意見なし	
原口委員	意見なし	
松尾委員	意見なし	
谷口委員	意見なし	
堀之内委員	意見なし	
松村委員	意見なし	
包清委員	<p>資料④-1 理由書の13行目について、審議案件③と同様に「健全な」を追記してはいかがかと考えます。</p> <p>修正案（特にこだわりはありませんが）</p> <p>「…利便性の高い健全な住環境形成を図ることを目的とする…」</p> <p>なお、理由書等の中で「住環境形成」や「居住環境の形成」などの表記のバラツキが見られますが、いずれかの表現に統一された方が良いかと思えます。</p>	<p>ご意見を受け、別紙新旧対照表のとおり案を修正します。</p>
辰巳委員	意見なし	
山崎委員	意見なし	
真鍋委員	意見なし	
宮田委員	意見なし	
熊谷委員	意見なし	

審議案件⑤

福岡広域都市計画地区計画の決定（那珂川市決定）について

	意見の内容	事務局の回答
津留委員	意見なし	
原口委員	意見なし	
松尾委員	意見なし	
谷口委員	意見なし	
堀之内委員	意見なし	
松村委員	意見なし	
包清委員	<p>資料⑤-1 表中の地区計画の目標について、審議案件③と同様に「健全な」を追記してはいかがかと考えます。</p> <p>修正案（特にこだわりはありませんが） 「…利便性の高い健全な住環境形成を図ることを目的とする…」</p> <p>また、資料⑤-1 理由書の 13 行目も同様です。</p> <p>なお、理由書等の中で「住環境形成」や「居住環境の形成」などの表記のバラツキが見られますが、いずれかの表現に統一された方が良いかと思えます。</p>	<p>ご意見を受け、別紙新旧対照表のとおり案を修正します。</p>
辰巳委員	意見なし	
山崎委員	意見なし	
真鍋委員	意見なし	
宮田委員	意見なし	
熊谷委員	意見なし	